



國際勞働水準と わが國の年少勞働

第四
五號

編

勞働省婦人少年局

勞働省婦人少年局埼玉職員室

發行所

東洋書館

國際勞働水準

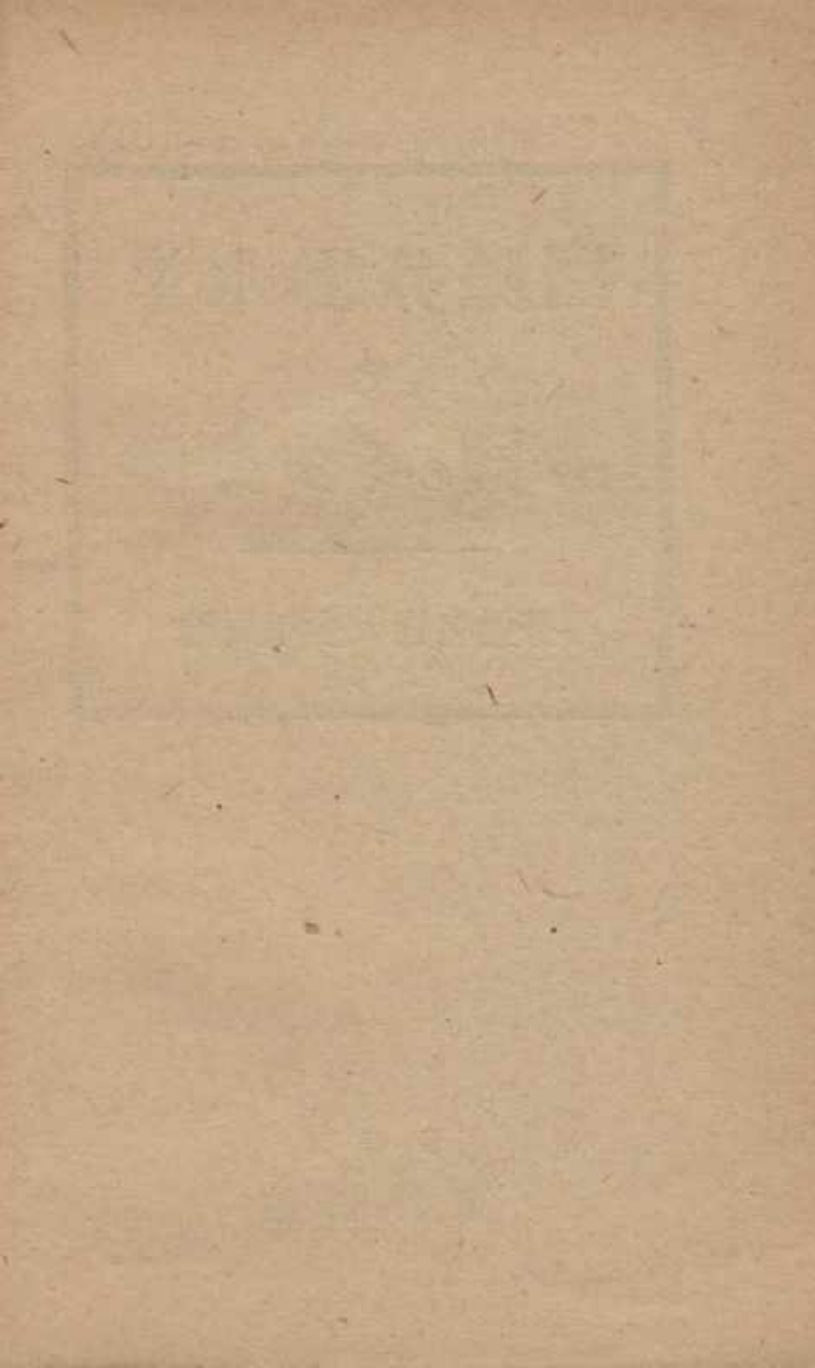
と

わが國の年少勞働

勞働省婦人少年局編

發行所

東洋書館



序

年少者の教育、雇用からその労働条件にいたるまで、總じて年少労働者に關係あるいろいろの法制は、終戦後著しい發展をとげました。それは、國內においては明治以來の労働運動及び社會運動の大きな流れが實を結んだものともいえましようが、同時に、また全世界の労働運動及び社會運動、特に國際労働機關（I・L・O）がこれまでに達した水準にならおうとするものでもあります。

わたくしどもは、ここに國際労働の水準とわが國の年少労働關係諸法制との對照を行つた小冊子を作りました。わが國の諸法制が國際水準のどこまで迫いついており、どの點でなお遅れているか、われわれは今後どうすべきか、等の諸問題は讀者の判斷におまかせすることゝして、ここには素材だけ提供しました。

この小冊子は、當局年少労働課員一同（擔當者今井輝子）が、G・H・Q労働課ゴス女史、當省労働統計調査部、當省渉外課、の諸氏の助力を得てまとめたものであります。

昭和二十四年八月

香櫛省婦人少年局長

山
川
菊
榮

國際勞働機關憲章（抜萃）

——一九一九年（於ベルサイユ）——

同盟及び連合國とドイツ國との平和條約

第三編 勞働

第二款 一般原則——締約國は、氣候、慣行及び習俗、經濟上の機會並びに産業上の因襲の相異が勞働條件の劃一を急速に實現することを困難にさせるということを認める。しかし締約國は現に勞働が單なる商品とみなされるものではないと認めるので、勞働條件を規律する方法及び原則であつてしかも一切の産業國が各自の特殊事情の許すかぎり、この適用を努めなくてはならないものがあることを認める。締約國においては右の方法及び原則中左にかゝげるものをもつて特別、又緊急に必要があるものと認める。

一、勞働は單に貨物又は商品と認めるものではないとの前記の基本原則

二、使用者又は被用者が一切の適法の目的のため結社する權利

三、その時及びその國において相當と認められる生活程度を維持するのに足りる賃金を被用者に支

拂ふこと。

四、一日八時間又は一週四八時間の制を實行するまでに至らない諸國においてはこれをその到達の目標として採用すること。

五、日曜日をなるべく包含して二四時間を下らない毎週一回の休息を與える制度を採用すること。

六、児童労働を廢止すること及び年少者の労働に對してその教育を繼續することができ、なお身體の正當な發達を確保する制限を設けること。

七、同一價値の労働に對しては男女同額の報酬を受ける原則

八、各國がその法令によつて定める労働條件に關する標準は、適法にその國に居住する一切の労働者に對する衡平な經濟上の待遇を確保すること。

九、各國は被用者の保護を目的とする法令を勵行するため、監督の制度を設け婦人をこれに参加させること。

目次

第一部 年少労働に關する國際労働條約及び勸告の年次別抜萃

條約
勸告

第一回（一九一九年）

條一 工業的企業における労働時間を一日八時間且一週四十八時間に制限する條約……………一

勸四 船中傭に對する婦人及び兒童の保護に關する勸告……………二

條五 工業に使用しうる兒童の最低年齢を定める條約……………三

條六 工業に使用せらるる年少者の夜業に關する條約……………四

勸六 機寸製造における炭火使用の禁止に關する一九〇六年の「ベルヌ」國際條約の適用に關する勸告……………六

第二回（一九二〇年）……………七

條七 海上に使用しうる兒童の最低年齢を定める條約……………七

第三回（一九二一年）……………八

條一〇 農業に使用しうる兒童の年齢に關する條約……………八

條一二 ベーント造における白鉛の使用に關する條約……………九

勸一四 農業における兒童及び年少者の夜業に關する勸告……………九

條一五 石炭夫又は火夫として使用しうる年少者の最低年齢を定める條約……………九

條一六 海上に使用せらるる兒童及び年少者の強制隨路検査に關する條約……………一〇

第五回（一九二三年）

労働者保護を目的とする法令及び規則の實施を確保する爲の監督制度の組織について

一般原則に關する勸告

第六回（一九二四年）

労働者餘暇利用施設の發達に關する勸告

第七回（一九二五年）

パン焼工場における夜間作業に關する條約

第一一四回（一九二八年）

最低賃金決定制度の創設に關する條約

第一一四回（一九三〇年）

強制的労働に關する條約

強制的労働の規律に關する勸告

第一一六回（一九三二年）

非工業的労働に使用しうる兒童の年齢に關する條約

非工業的労働に使用しうる兒童の年齢に關する勸告

第一九四回（一九三五年）

年少者の失業に關する勸告

労働時間短縮に關する條約

第二〇四回（一九三六年）

勸二〇

勸二一

條二〇

條二六

條二九

勸三六

條三三

勸四〇

勸四五

條四七

條五〇	特殊の労働者募集制度の規程に関する條約	二五
條五二	年次有給休暇に関する條約	二六
條五八	第二二回（一九三六年） 海上に使用しうる児童の最低年齢を定める條約	二六
條五九	第二三回（一九三七年） 工業に使用しうる児童の最低年齢を定める條約	二七
條六〇	非工業的労働に使用しうる児童の最低年齢に関する條約	二八
條六二	織維工業に於ける労働時間の短縮に関する條約	三〇
勸五〇	公共事業の國家的計畫に関する勸告	三〇
勸五二	家族的企業における工業的労働に使用しうる児童の最低年齢に関する勸告	三一
勸五七	第二五回（一九三九年） 職業訓練に関する勸告	三一
勸六〇	徒弟制度に関する勸告	三三
條七六	第二八回（一九四六年） 賃金、室内労働時間及び定員制に関する條約	三六
條七七	第二九回（一九四六年） 児童及び年少者の工業における労働の爲の醫學的適性検査に関する條約	三八
條七八	非工業的職業における児童及び年少者の爲の醫學的適性検査に関する條約	三九
勸七九	児童及び年少者の労働適性の爲の身體検査に関する勸告	三九

條七九

條八〇

非工業的職業における児童及び年少者の夜業制限に関する條約……………四
非工業的職業における児童及び年少者の夜業制限に関する通告……………四
第三〇回（一九四七年）……………

條八一

條八二

工業及び商業における労働監督に関する條約……………四
非本土地域における社會政策に関する條約……………四
第三一回（一九四八年）……………

條九〇

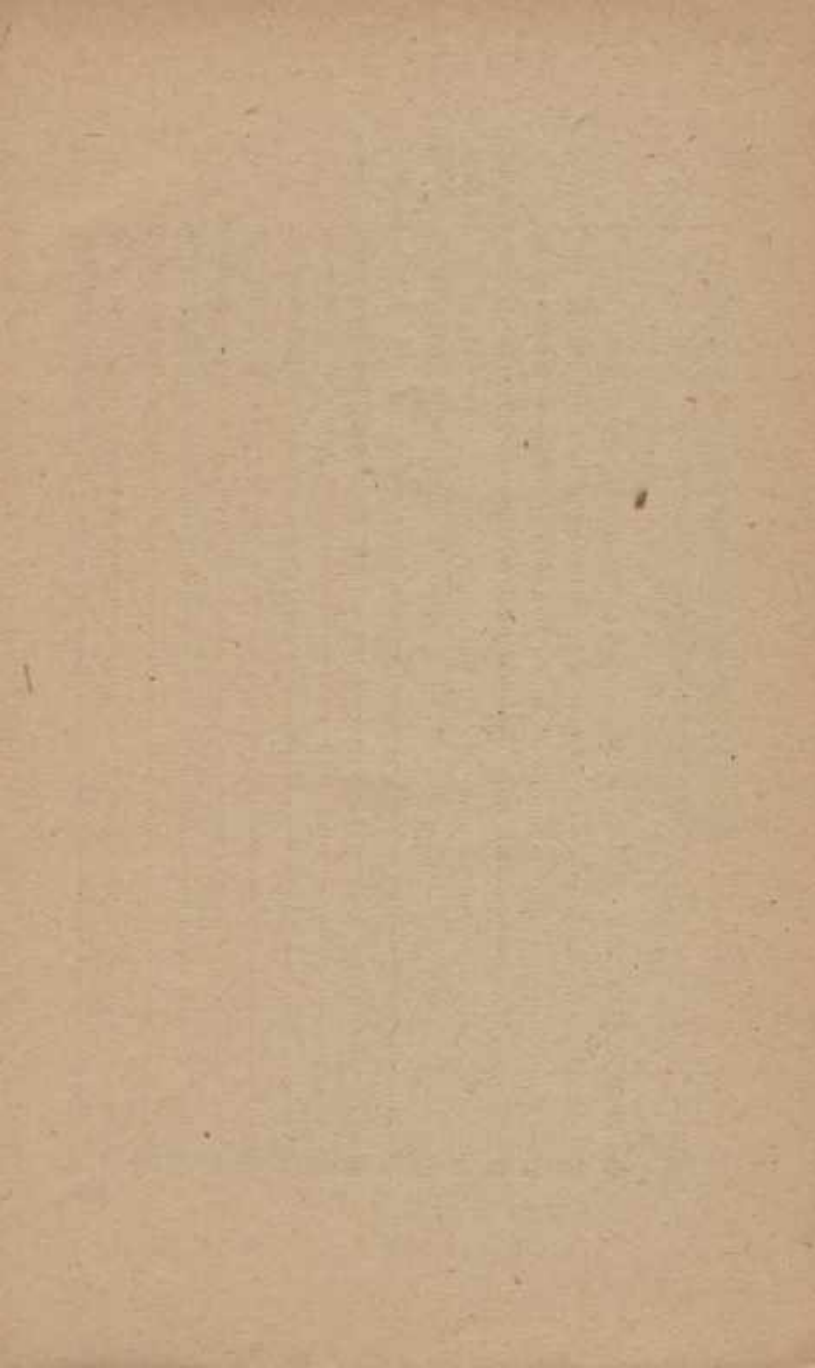
工業において使用せらるる年少者の夜業に関する條約……………四

第二部 國際労働水準とわが國の年少労働法規の事項別對照表

一、労働條件

保護法規適用事業の範圍……………	兒
最低年齢……………	兒
保護年齢……………	兒
證明書制度……………	四
労働契約……………	二
賃金……………	二
労働時間……………	三
休息……………	三
休日……………	四

年次有給休暇		三
深夜業務禁止		三
危険有事業務或特別服		三
坑内労働禁止		三
二、船員關係		三
最低年齡		三
證明書制度		三
深夜業務禁止		三
船員資格調査		三
三、雇用問題		三
失業		三
四、徒弟制度		三
五、職業教育		三
職業訓練		三
六、身體検査		三



第一部 年次別拔萃（年少労働に關する國際労働條約及び勸告）

第一回國際労働總會（一九一九年・大正八年）

●工業的企業における労働時間を一日八時間且一週四八時間に制限する條約

（第二條）

原則 一切の公私の工業的企業又はその分科（同一の家に屬している者のみを使用する企業を除く）において使用される者の労働時間は一日八時間一週四八時間を超えることはできない。

例外

（一）（イ）監督又は管理の地位にあるもの又は機密の事務を處理するもの。

（ロ）使用者及び労働者の代表間の協定、但し一日八時間の制限を一時間より多く超えることはできない。

（ハ）交替制三週間以下の一期間内における平均一日八時間一週四八時間を超えない限りある日において八時間、或る週において四八時間を超えることができる。

（第三條）

日本の關係
條文

労働基準法
（以下基）
三二條一項

基四一條二
號
基三六條

基三二條二
項

(C) 現に災害あり或いはその虞れある場合機械若しくは工場設備につき緊急の措置

基三三條

を施さねばならない場合又は不可抗力の場合においてはこれを超えることができる。但し、當該企業の通常の操業に對する重大な障害を除くのに必要な限度を超えることはできない。

(第九條)

日本に對する除外例

(一) 工業的企業における一五歳以上の者の實際労働時間は一週五七時間を超えたとはいえない。但し生糸工業においてはその制限を一週六〇時間とすることができ

る。

(二) 一五歳未満の者及び年齢にかかわらず鑛山における坑内作業に従事する一切の

職夫の實際労働時間は如何なる場合でも一週四八時間を超えることはできない。

(三) 一週一回繼續二四時間の休暇は一切の種類の労働者に對して與へること。

(四) 日本工場法令中その適用を一五人以上の者を使用する場所に限る規定は一〇人

以上の者を使用する場所に適用することに改めることができる。

(五) (C)に定める年齢一五歳は一九二五年(大正一四年)七月一日迄に一六歳に改

めらる。

●鉛中毒に對する婦人及び兒童の保護に關する勸告

原則 總會は母性の機能及び兒童の身體の發育に對し生ずる危害をおもんばかり婦人

女子年少者

基六〇條二

三六條但書

基三五條

及び一八歳未満の年少者を左の工程に使用しないことを勧告する。

(イ) 亜鉛鍍又は鉛鍍の製錬における爐作業

(ロ) 鉛を含有する灰の取扱処理又は製錬及び鉛の脱銀作業

(ハ) 鉛又は古鉛の大規模の鋅融作業

(ニ) 白鐵又は一〇〇分の一〇より多く鉛を含有する合金の製造

(ホ) 密陀僧、金密陀の鉛丹、白鉛、橙黄又は硫酸鉛、クローム酸鉛又は硫酸鉛の製造

製造

(一) 蓄電池の製造又は修繕における混合又は煉合の作業

(ト) 前各號の諸工程を行う作業室の掃除

條件付き使用許可

鉛化合物の使用を包含した工程における婦人及一八歳未満の年少者の使用は次の條件(省略)に従うときのみ許可することを勧告する。

なお、無毒物をもつて可溶性鉛化合物に代用することのできる工業では可溶性鉛化合物の使用を嚴重に取締まるよう勧告する。

●工業に使用しうる兒童の最低年齢を定むる條約(日本において大正一五年に批准)

(第二條)

原則 一四歳未満の兒童は同一の家に關してゐる者だけを使用する企業を除いた外は一切の公私の工業的企業又はその各分科において使用され又は労働することはでき

労働基準
法(以下
三)

第五六條

ない。

(第三條)

例外 工業學校における児童の労働には適用しない。但し、此の種の労働は公の機關の承認をうけたおその監督を受けなければならない。

(第五條)

日本に對する特例

(一) 一二歳以上の児童で尋常小學校の教科を修了したものは使用することができ
る。

(二) 現に使用中の一二歳以上一四歳未満の児童については経過規定を設けること
ができる。

(三) 一二歳未満の児童を或る種の輕易な業務に使用することを認める日本現行法
の規定は廢止しなければならない。

(第四條)

其他 この條約の規定の實行を容易にするため工業的企業における各使用者は其の
使用する一六歳未満の一切の者及びその出生の日を記載した帳簿を備えつけない
ばならない。

●工業に使用せらるる年少者の夜業に關する條約

(第二條)

原則 一八歳未満の年少者は同一の家に屬している者だけを使用する企業を除く外一切の公私の工業的企業又はその各分科において夜間使用されることはできない。但し、次にかける場合はこの限りではない。

一六歳以上の年少者は次の工業的企業において工程の性質上晝夜繼續して就業することを必要とする作業に夜間使用されることが出来る。

(イ) 鐵及び鋼の製造業中反射爐又は蓄熱爐の使用される工程及び金屬の薄板又は線の鍍金作業（酸水洗の工程を除く）

(ロ) 硝子工業

(ハ) 製紙業

(ニ) 粗糖製造業

(ホ) 金鎖製鍊業

(第三條)

夜間の定義

この條約で「夜間」というのは夜一〇時から朝五時までの時間を含む少くとも二時間の繼續の時間をいう。

石炭及び褐炭の鑛山において通常五時間、又どのような場合でも一三時間を下らない間隔を前後の作業時間にもつときは、夜一〇時から朝五時までの時間内に就業させることができる。

パン焼業における夜業を一切の労働者に對し禁止したところではパン焼業において夜九時から朝四時に至る時間を夜一〇時から朝五時に至る時間に代えることができる。

例外

(第四條)

(一) 防止又は豫見することができず回歸性をもたずなお工業的企業の正常の操業を阻害する不可抗力の場合においては一六歳以上一八歳未満の年少者の夜業にこれを適用しない。

(第七條)

(二) 重大な緊急事故の場合において公益のため必要であるときは、政府は一六歳以上一八歳未満の年少者に對する夜業をさせることができる。

(第五條)

日本に對する特例

一九二五年七月一日までは一五歳未満の年少者だけにこれを適用しその後においては一六歳未満の年少者に適用すること。

● 焼酎製造における黄燐使用禁止に關する一九〇六年のベルヌ國際條約の適用に關する勸告(日本において大正一〇年黄燐マツチ製造禁止法、法律六號として批准)

總會はマツチ製造における黄燐使用の禁止に關する一九〇六年「ベルヌ」國際條約に「女年規一三

未だ加盟しないものはこれに加盟することを勧告する。

(参考)

ベルヌ國際條約 締約國は白(黄)旗を含有するマツチの製造輸入及び販賣をその領土内では禁止することを約す。

第二回國際勞働總會 (一九二〇年・大正九年)

●海上に使用しうる兒童の最低年齢を定める條約(日本において大正一三年に批准)

(第二條)

原則 一四歳未満の兒童は船舶において使用され又は勞働することはできない(同一の家に屬する者だけを使用する船舶は除く)

例外

(第三條)

學校船又は練習船における兒童の勞働にこれを適用しない。但し、この種の勞働は公の機關の承認をうけなおその監督を受けなければならない。

(第四條)

その他

この條約の規定の實行を容易にするため各船長はその船舶で使用する一六歳未満

條

船員法(以下)
第八五條一項

船八五條三項

の一切のもの及びその出生の日を登録してある帳簿又は漁具名簿を備付けなければならない。

第三回國際勞働總會（一九二二年・大正一〇年）

●農業に使用しうる兒童の年齢に關する條約（日本において大正一二年に批准）

原則

（第一條）

（一）一四歳未満の兒童は授業時間外における外は一切の公私の農業的企業又はその各分科において使用され又は勞働することはできない。授業時間外に使用される場合にはその使用は學校出席を妨げないこと。

（第二條）

（一）授業の期間及び時間は職業實習のため輕易な作業に兒童を使用することができ、右のこれに按配することができ。但し、右の使用によつて一學年の全授業期間を八月以下に減少することはできない。

（第三條）

例外

農業學校における兒童の勞働には適用しない。但し、右の勞働は公の機關の承認

第五六條二

第六十條二

をうけなおその監督を受けなければならない。

●ペイント塗における白鉛の使用に關する條約

(第三條)

白鉛、鉛の硫酸鹽又はこれ等の類料を含有する他の製品の使用をも含む工業的ペイント塗作業においては一八歳未満の男子及び一切の女子の使用を禁止する。

●農業における児童及び年少者の夜業に關する勸告

(第一條)

(一) 一四歳未満の児童に對しその生理的必要に適應しなお一〇時間より少なくない繼續の休息時間を確保するよう農業的企業におけるその夜間使用を取締まる措置をとること。

(第二條)

(一) 一四歳以上一八歳未満の年少者に對しその生理的必要に適應しなお九時間より少くない繼續の休息時間を確保するよう農業的企業におけるその夜間使用を取締まる措置をとること。

●石炭夫又は火夫として使用しうる年少者の最低年齡を定める條約(日本において昭和五年批准)

原則

(第二條)

一八歳未満の年少者は船舶において石炭夫又は火夫として使用され又は勞働する

成年模一三
條

基六二條

附八五條二
項

ことはできない。

（第三條）

例外

（一） 學校船又は練習船における年少者の労働、但しこの種の労働は公の機關の承認をうけなおその監督を受けなければならない。

（二） 蒸氣以外のものによつて主として推進する船舶における年少者の使用。

（三） 體格検査に合格した一六歳以上の年少者で印度及び日本の沿岸貿易に専ら從事する船舶に使用されるもの、もつとも右二國における最も代表的な使用者團體及び労働者團體と協議の上定められた規則に従わなければならない。

（第四條）

その他

一八歳未満でなければ雇入れることの不可能な港においては一八歳未満の年少者であつても使用することができ、なお必要な石炭夫、又は火夫一名に代えて年少者二名を雇ふことを必要とし右年少者は少くとも一六歳であること。

■海上に使用せらるる兒童及び年少者の強制體格検査に関する條約（日本において大正一三年批准）

（第二條）

（一） 同一の家に關してゐるものだけを使用する船舶以外の船舶において兒童又は一八歳未満の年少者を使用するときは、權限ある機關の承認する醫師の署名がありな

お當該勞務に適する旨の體格検査證明書を提出しなければならない。

(第三條)

(一) 右の兒童又は年少者を繼續して海上に使用するとき是一年を超えない中に右體格検査を更新し、なお右新検査毎に更に當該勞務に適する旨の體格検査證明書を提出すること、もつとも體格検査證明書の有効期間が航海中満了したときは右證明書は當該航海の終了まで効力を繼續すること。

(第四條)

(一) 緊急な場合においては權限ある機關は一八歳未満の年少者が右に定めた検査を受けずに乗組むことを許可することができる。但し當該船舶の寄港する最初の港において右の検査を受けなければならない。

船八一條二
項

第五回國際勞働總會 (一九二三年・大正二二年)

●勞働者保護を目的とする法令及び規則の實施を確保するための監督制度の組織についての一般原則に關する報告

(第二十三條 日)

監督官の報告

法令及び規則の適用ある事業場の數、但し事業により種別しなお使用勞働者(男子)

婦人、年少者、兒童）の数を提示すること。

第六回國際勞働總會（一九二四年・大正一三年）

●勞働者余暇利用施設の發達に關する勸告

餘暇の保全

勞働者が與えられた余暇時間を充分に享受することを確保するため措置をとることを要し、

（一）勞働者は余暇期間の價值を充分認め、余暇の損われることを防ぐためどのような事情の下にあつてもその全力をつくすこと。

（二）他方使用者は勞働者に余暇期間中、時間外賃金勞働に従事しなくても良いだけの賃金を定めることを常に主眼とすること。

なお、總會は法定の勞働時間に對し勞働者に正常の生活標準を確保するよう、使用者及び勞働者間の任意の合意により勞働者の時間外賃金勞働に従事することを防ぐためにとる措置を決定する勞働協約の締結を、各國政府が奨励し又容易にするよう勸告する。

その確保された余暇期間を最も善く利用するため一切の便宜を與えるよう

（三）各締盟國は各種産業の必要、地方の慣行並びに各種勞働者の各種の能力及び

習性を相當に參酌すると共に余暇期間を出来るだけ積極的にするよう労働時間を
按配する手段を考慮すること。

(二) よく考案された運送系統及び乗車賃、時間表に關する特殊の便宜を與うることにより家庭と作業場の間の往復についてやす時間をも最小限度まで短縮することが出来るようにすること。又使用者團體及び労働者團體はこのような系統を得るための最善の手段に關して公の運送機關又は私の運送企業により廣く協議すること。

余暇と社會衛生

社會福利及び保健増進施設中特に

(一) 公衆浴場、水泳「プール」等の施設による個人衛生の奨励

(二) 酒類濫用、結核、花柳病及び賭博に對する立法措置又は私の措置

につき勸告する。

住宅政策

労働者を前記の危険より保護する最も有効な手段は、適當な家庭をもたせることによるため、田園都市又は郊外で健康及び慰樂の相當の條件をそなへ借賃低廉で健康に適した住宅の敷を増加することを勸告する。

餘暇利用の豐造物

豐造物の設置及び發達に關しその受益者である労働者の希望、嗜好及び特殊の要求

を參照することの重要なことを力説し、同時に個人及び家の充分な、又調和した發達を助けなお公共の一般進歩に貢献するよう營造物中に左記の企圖を勧告する。

(一) 休養の利益と多少とも家の財源を増加すると感得とを結合する労働者の家庭經濟及び家庭生活の改善（庭園、小圃、家庭飼養等）

(二) 労働者の最も痛切に感ずる需要の一つに應じなお産業社會に進歩の最善の手段を興える技術教育、家庭教育及び一般教育の普及（圖書館、讀書室、講話、技術課程及び一般課程等）

なお、總會は締盟國が労働者の道徳上、智能上及び身體上の發達に關係ある團體に援助を與えることにより此の種の活動を奨励することを勧告する。

營造物の自由な使用及び地方的活動の調整

労働者の餘暇の賢明な使用を奨励するための營造物の創設を誘導するに當り、特定の營造物を使用することを直接又は間接に労働者に強要する傾向をもつ制度又は企圖に對し、労働者の個人の自由を保障することが必要であるにつき、締盟國が有る營造物の主導者に注意すること及び

休養の手段を興える各種の營造物の活動を調整し調和するため公の機關、使用者團體、労働者團體及び産業組合の各代表者からできてゐる大地方又は小地方委員會の設立を促進することの可能かを考慮すること及び

労働者の餘暇利用を適當にするようにとの輿論を涵養する目的をもつて積極的に有

勢な宣傳を各國において企てることを勸告する。

第七回國際勞働總會（一九二五年・大正一四年）

●パン總工場における夜間作業に関する條約

（第一條）

夜間製造禁止

「パン」——「ペーストリー」その他の「フラワーコンフィクショナリー」の夜間における製造は禁止する。

例外

（第三條 イ）

準備又は補充の作業が必ず通常勞働時間以外に行われることを必要とする限度においてその遂行に必要な恒久的例外。但し、嚴密に必要な数より多くの勞働者及び一八歳未満の年少者を使用することはできない。

第一一回國際勞働總會（一九二八年・昭和三年）

●最低賃金決定制度の創設に関する條約

（第一條）

（一）團體協約その他の方法による賃金の有効な規律のための施設がなく、なお賃金が例外的に低廉な若干の職業又は職業の部分（就中家内労働の職業）において使用せらるる労働者のため、最低賃金率を決定することができるよう制度を創設し又は維持すること。本條約において「職業」とは製造業及び商業を含む。

（第三條）

（一）各締盟國は最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。

（第四條）

（三）使用者及び労働者に現行最低賃金率を知悉させ、これらの率の適用される場合に右の率より低い率で賃金が支拂われないことを確保するため監督及び制裁の制度により必要な措置をとること。

第一四回國際労働總會（一九三〇年・昭和五年）

●強制労働に関する條約（日本において昭和七年批准）

（第二條）

強制労働の定義

基二八條

基三一條

この條約で強制労働というのは或る者が處罰の脅威の下に強要されなお右の者が自ら任意に申出たのではない一切の勞務をいう。

（第一條）

原則

各締盟國はできるだけ短い期間内に一切の形式における強制労働の使用を禁止することを約束する。

例外

一 強制労働は全議の意圖において以下に規定する條件及び保障の下に經過期間中例外的措置として公の目的のためにだけ使用することができる。

（第二一條）

その他

強制労働については推定年齢一八歳以上四五歳未満の強壯なる成年男子だけを徵集すること。

● 強制労働の規律に關する勸告

（第三條）

強制労働を使用する場合には食糧供給労働の賦課がどのような場合においても強制労働における女子及び兒童の不法な使用を間接に生じないよう、一切の可能な措置をとること。

第一六回國際勞働總會（一九三二年・昭和七年）

●非工業的勞務に使用しうる兒童の年齡に関する條約

（第一條）

適用範圍

（一）左の條約において處理されない一切の勞務にこれを適用する。

- 1 工業に使用しうる兒童の最低年齡を定める條約
 - 2 海上に使用しうる兒童の最低年齡を定める條約
 - 3 農業に使用しうる兒童の最低年齡を定める條約
- （二）左記にはこれを適用しない。

- 1 海上漁勞における勞務

- 2 技術學校及び職業學校において行われる勞働。但し右勞働は本質上教育的性質を有し商業的利益を目的とせず、なお公の機關により制限され、承認され監督されるものとする。

（三）各國は左記を本條約より除外することができる。

- 1 使用者の家に屬する者だけが使用する設備における勞務、但し、本條約各條の意味において害あり妨げあり又は危険な勞務を除く。

- 2 家内における家事上の労働でその家に属する者により行われるもの。

〔第二條〕

原則 一四歳未満の児童又は國內の法令若しくは規則により初等學校に出席することをなお要求される一四歳以上の児童は以下に別段の規定がある場合を除くほか、本條約の適用を受ける一切の勞務に使用されてはならない。

〔第三條〕

例外

(1) 一二歳以上の児童は授業時間外において左の輕易労働に使用されることができらる。

- 1 その健康又は正常な發達に害のないもの。
- 2 その學校出席又は學校において行われる授業を受ける能力を妨げないもの。
- 3 労働時間が授業日にも學校休日にも一日二時間をこえず學校と輕易労働を通じてどのような場合にも一日七時間をこえないもの。
- 4 輕易労働は日曜日及び法定の公の休日、夜間即ち午後八時から午前八時まで、の主に繼續一二時間において禁止されること。

〔第四條〕

(1) 藝術、科學又は教育のために國內の法令又は規則は、児童が公衆娛樂に又は活動寫眞「フィルム」製作の際の役者又は補役として出場しているため、本條約

基五六條一項

基五六條二項

基六〇條二項

基六二條

基五六條二項俱書

の例外を各個の場合において下附される許可證によつて許容することができる。
もつとも右例外は、

- 1 曲藝、寄席、又は酒場餘興における勞務等については許容されないこと。
- 2 兒童に對する親切な待遇、充分な休息、及び教育の繼續を確保するため兒童の健康、身體上の發達及び道徳に關して嚴重な保障を規定すること。

- 3 本條に従つて許可證の下附された兒童は午後一二時以後使用されないこと。

(第五條)

- (三) 勞務でその性質又はその行われる場合の狀況によつて、これに使用されるものの生命健康又は道徳に危險なものに年少者及び青年を使用することに關しては國內の法令規則は原則に定めたものに比べ一層高い年齢を定めること。

(第六條)

- (四) 街上又は公衆の出入する場所においての巡回商業のための勞務、露店における當時的な勞務、又は巡回業務における勞務の狀態が一層高い年齢の定められることを要求する場合には一層高い年齢を定めること。

●非工業的勞務に使用しうる兒童の年齢に關する勸告

(一) 輕易勞働

- 1 兒童がその教育を充分受けることができなかつその身體上智識上及び道徳上の發達が保障されるためには兒童が學校に出席することを要求される限り、その使用

基六三條

基五六條

基五六條二
項

ができるだけ大きく制限されることが望ましい。

2 軽易労働においての労働の種類は走り使い、新聞配達、運動又は競技を行うことに関連する小仕事、並びに花又は果物の採取及び販賣のような業務及び労働が考慮されなければならない。

3 軽易労働に児童を使用できることに關し、制限ある機關は親又は後見人の同意、醫師の證明書及び必要あるときは學校當局の事前の意見を要求すること。

4 授業時間外において軽易労働に使用される児童の一日の労働時間の制限は一方學校の時間割に、他方児童の年齢に適應させること。

5 児童の一日の労働時間の制限は學校の時間割及び児童の年齢に適應し、午前の授業前、午前と午後の授業の間及び午後の授業の直後に充分な休憩を確保すること。

CD 公衆娯樂における労働

1 公衆娯樂における労働又は活動寫眞フィルム製作の際の役者又は補役としての労働は一二歳未満の児童では原則として禁止すること。右の基準に對する例外は最も狭く限り、なお藝術、科學又は教育のための必要な限りにおけるものだけに於いて許容されること。

2 各個の場合において下附する許可證は労働の性質及び形態につき支障がないと見とめ、親又は後見人の同意を得、なお児童が身體上適することが確認されたとき

基五七條二
項
六年規三條

基五六條二
項
但書

基五六條二
項
基五七條二

きだけ發給されること。活動寫眞フィルムの場合には使用せられる兒童が眼科専門醫の監督の下にあるように確保するため措置をすること。兒童は良好な待遇を受けること及びその教育が繼續されることも確保すること。各許可證には夜業並びに日曜日及び公の休日における労働につき特に考慮して、兒童を使用出来る時間數を明示すること。右許可證は各個の娛樂又は限定された期間に對して交付されなお更新することができる。

(C) 危險業務

使用されるものの生命健康又は道德に危險な勞務を決定するに先立つて、一層高い年齢を定めるためには關係ある使用者及び労働者團體に諮問すること。この種の勞務の中には例えば公衆娛樂において輕業の演技のような勞務、病者治療のための設備においての傳染の危險を伴う勞務及びアルコール飲料の販賣のための設備に於いての顧客を接待する等の勞務を含むものとする。各個の勞務に關する異つた年齢は右記の勞務の特殊の危險に應じて定められ、なお場合によつては少女は少年より一層高い年齢に定めるものとする。

(四) 或る者による兒童の使用の禁止

兒童の道德上の利益を保障する目的をもつて、或る重大な犯罪に關し宣告を受けたもの又は甚だしい大酒家は自己の兒童以外のものを使用することを禁止すること。當該兒童がこれらのものと同一家庭内に居住する場合でも同じである。

項二
女
年
婦
六
條

基六三條

(五) 實施

1 使用を容認された兒童の登録又は勞務手帳又は身元手帳の公の制度を設けること。右の書類には特に兒童の年齢、その勞務の性質、許容された勞働時間並びに兒童の勞務の開始及び終了の日を表示すること。

2 樹上商業については特別の徽章を著用させること。

3 公衆娛樂に使用される兒童については監督官は右の場所に入出入する權限をもつこと。

第一九回國際勞働總會 (一九三五年・昭和一〇年)

● 年少者の失業に關する勸告

失業状態が依然として繼續し、なお非任意的無爲によつて品性が損われ、職業上の技能が減損することによつて多數の年少者に對して影響を及ぼし、國民の將來の發展をおびやかすことを考慮して各締盟國が左記の原則を適用し、なお右原則を適用する程度及び方法を記載した報告を國際勞働事務局に提出することを勸告する。

(一) 卒業年齢、勞務につくことのできる最低年齢、一般教育及び職業教育

1 學校を卒業し、勞務につくことのできる最低年齢は事情が許す限り一五歳を下らない年齢に定めること。

其五七條

學校教育法
三九條

2 適當な勞務を見出すことのできない卒業年齢をこえた年少者は、學校の組織の許すときは、彼等のため適當な勞務が見出されるまで引續き全授業時間に出席することを要求すること。

3 機関ある機關は必要のあるときは12の原則で勧告される附加的教育期間中兩親に生計手當を與えること。

(C) 年少失業者のための娯樂及び社會施設

1 年少失業者のため一般教育及び職業教育を促進する措置は娯樂機關、體育機關、讀書室等の設置のような年少失業者の閑暇の有用であつて快適な利用をあわせて採用すること。

2 多數の年少失業者のいる地方では低廉な費用で食事及び宿泊のできる寄宿舎及び社會施設を設置する措置をとること。

(三) 職業團體及び私の團體による措置

公の機關は職業團體及びその他の團體によつて組織された年少失業者のための教育施設及び社會施設を援助すること。

(四) 特別授産場

職業の訓練を施すのではなくて、普通の雇用條件と異つた條件の下で勞務を提供することを主要目的とする授産場を一八歳以上二四歳以下の年少失業者のため設立することが望ましいと思われる場合には、この異常な條件が弊害をもたらしことを

防ぐため適當な保障を講ずること。

(五) 失業年少者のための特別公共事業

失業年少者を援助するため、特別公共事業を組織し、なおその事業はできるだけ失業年少者の年齢及び職業に適應すること。

●労働時間短縮に關する一般條約

生活水準が低減しない方法で一週四〇時間制を採用すること。

第二〇回國際労働總會 (一九三六年・昭和十一年)

●特殊の労働者募集制度の規律に關す 條約

原則

(第五條)

(一) 或る地域において労働者を募集する許可を與えるのに先立つて、權限ある機關は成年男子の思ふが關係ある住民の社會生活の上に及ぼす影響を考慮し、とりわけ人口の密度、食糧供給、風紀、社會組織等を考慮すること。

(第六條)

(二) 未成年者は募集することはできない。

(第十一條)

(三) どのようなもの又は組合も職業的な募集に従事することはできない。

基六條

● 年次有給休暇に關する條約

(第二條)

原則

(一) この條約の適用をうける者はすべて一年の繼續勤務の後少くとも六労働日の年次有給休暇を請求する權利がある。

基三九條

(二) 一六歳未満の者(徒弟を含む)は一年の繼續勤務の後少くとも一二労働日の年次有給休暇を請求する權利がある。

基七二條

第二二回國際勞働總會 (一九三六年・昭和十一年)

● 海上に使用しうる兒童の最低年齢を定める條約(一九二〇年の條約を改正)

主な改正箇所

(第二條)

(一) 一五歳未満の兒童は同一の家に屬する者だけを使用する船舶を除いたほかは船舶において使用され又は勞働することはできない。

船八五條

(二) もつとも國內法規は一四歳以上の兒童が使用されることを容認する免狀の下附について規定することができる。右は國內法規によつて定められた教育關係官廳又

は他の適當な官廳が、兒童の健康及び體格ならびにその使用が兒童にもたらす現在から將來の利益を充分に考慮した後に、その使用が兒童にとつて利益があることを認めた場合に限る。

第二三回國際勞働總會（一九三七年・昭和十二年）

●工業に使用しうる兒童の最低年齢を定める條約（一九一九年の條約を改正）
主な改正箇所

（第二條）

（一）一五歳未満の兒童は一切の公私の工業的企業又はその分科において使用され又は勞働することはできない。

（二）もつとも勞働がその性質又はこれが行われる事情によつて、使用されるものの生命健康、又は道徳に危険なものについてのほか、國內の法令又は規則は使用者の家に屬するものだけが使用される企業において右の兒童が使用されることを許容することができる。

（第五條）

（三）勞務がその性質又はこれが行われる事情によつてこれに使用されるものの生命健康、又は道徳に危険なものに關しては國內の法令は、

1 年少者又は青年を使用することを許可するため、一五歳をこえる年齢を規定すること。

2 年少者又は青年を使用することを許可するため、一五歳をこえる年齢を規定する権限を適當の機關に附與すること。

(第六條)

日本に對する特例

(一) 一四歳未満の兒童は一切の公私の工業的企業又はその各分科において使用され又は勞働することができない。但し國內の法令又は規則は使用者の家に屬する者だけが使用される企業において右の兒童が使用されることを許可することができる。

(二) 一六歳未満の兒童は國內の法令又は規則により定められたところにより、礦山又は工場における危険な又は不健康な作業に使用され、又は勞働することはできない。

その他

この條約の規定の實行を容易にするため工業的企業における各使用者はその使用する一八歳未満の一切の者及びその出生の日を記載した帳簿を備付けなければならぬ。

●非工業的勞務に使用しうる兒童の年齢に關する條約(一九三二年の條約を改正)

原則

基六三條
基六四條

基五七條

(第二條)

一五歳未満の児童又は國內の法令又は規則により初等學校に出席することをなお要
求される一五歳以上の児童は以下に別設の規定ある場合を除いたほかは、この條約の
適用をうける一切の業務に使用してはならない。

(第三條)

例外

(一) 一三歳以上の児童は授業時間外において輕易勞働に使用されることが出来る。

1 その健康又は正常な發達に害のないもの。

2 その學校出席又は學校において行われる授業を受けるその能力を妨げないもの。

(二) 一四歳未満の児童は、

1 授業日においても學校日においても一日二時間をこえて輕易勞働に使用すること
とはできない。

2 一日總數七時間をこえる時間を學校と輕易勞働に費やすことはできない。

(三) 國內の法令又は規則は一四歳以上の児童を輕易勞働に使用しうる一日の勞働時
間を定めること。

(四) 輕易勞働は左記のときには禁止されることがある。

1 日曜日及び法定の公の休日。

基五六條

基五六條二
項

基六〇條二
項

基六〇條
基三五條

2 夜間。

(五) 前項で夜間というのは、

1 一四歳未満の児童については午後八時から午前八時の間の時間を含む少くとも連続一二時間の間をいう。

2 一四歳以上の児童については、國內の法令又は規則に定められた時間、但しその長さは晝間代償休息を與える熱帯諸國についてのほか一二時間を下つてはならない。

● 繊維工業における労働時間の短縮に関する條約

(第四條)

原則

この條約の適用をうける者の労働時間は一週平均四〇時間をこえることはできない。

例外

作業の性質上、晝夜又は週のどのような時間においても中斷することなく行われることを要する作業に連続交替で労働する者については一週の労働時間は平均四二時間とすることができる。

● 公共事業の國家的計畫に関する勸告

(一) 或る種の労働者の使用

この勸告に規定する調節策の適用においては年少労働者、婦人又は非筋肉労働者等の特殊労働者をやとい入れる事業を含ませることの可能性について考慮をほらうこと。

●家族的企業における工業的労務に使用しうる児童の最低年齢に関する勸告

締盟国が最低年齢に関するその法令を家族的企業を含む一切の工業的企業に適用するためあらゆる努力をしなくてはならないことを勧告する。

基五六條

第二五回國際労働總會（一九三九年・昭和一四年）

●職業訓練に関する勸告

(一) 「徒弟制度」とは使用者が契約によつて年少者を雇用し、なお豫じめ定められた期間及び徒弟が使用者のために労働する義務のある期間、職業のため組織的に右青少年を訓練し又は訓練させる制度をいう。

(二) 事前の職業的準備

1 性質上全然一般的である義務教育は一切の児童に對して筋肉労働の觀念、趣味及びこれを尊重する念を發達させる準備を提供すること、その準備は少くとも一年をこえるようにし、おそくとも一三歳に始めなお義務教育期間の終了まで繼續すること。

學校教育法
三六條

- 2 児童の職業的能力を決定し、將來の勞力供給の選擇を容易にするため長期間の職業訓練を必要とする職業に就こうとする児童及び特に徒弟になろうとしている児童に對して、一般教育より職業訓練に移る事前の準備工作を利用させること、その準備は義務教育の修了後に行うこと。

(三) 技術教育及び職業教育

- 1 各國は學校網を作り、數、場所及び課程に關して地方の經濟的要求に適合するようにしなお勞働者にその技術的又は職業的知識を發達させるのに充分な機會を與えるようにすること。

- 2 技術及び職業學校における就學は無料とすること。

(四) 雇用前及び雇用中の職業的訓練

- 1 職業の性質、當該企業の作業方法、適當な徒弟制度の缺陷及び熟練の傳統又はその他の地方的事情が年少者に對して雇用中充分な職業訓練を確保することができない場合にはこのような訓練は雇用前、全時間授業學校で行われるものとする。

- 2 年少者が右の條件において職業訓練を施される場合は、實地訓練は實際の企業環境にできるだけ類似した環境において施し、事情が許す場合には作業場における實地労働期間によつて補足されるものとする。

- 3 徒弟及び義務として補習講義に出席する時間は正規の労働時間に含まれるもの

職業安定法
(以下略)
二二條
二六條

職二七條

職規一九條

基七〇條

技術者養成

とすること。

(五) 証明書

一定の職業のための技術及び職業訓練の修了試験に必要な資格は畫一的に定められ、なおその試験の結果として發給される証明書は全國を通じて承認されるものとする。

● 徒弟制度に關する勸告

(一) 「徒弟制度」とは使用者が契約によつて年少者を使用すること並びに豫じめ定められた期間で、なお徒弟が使用者の業務において労働する義務のある期間、業務のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約す制度をいう。

(二) 右の訓練制度が必要と認められる業態において徒弟制度をできるだけ有効にするため措置が講ぜられなければならない。右の業態は各國において熟練の程度及び必要とされる實際的訓練の期間の長さを考慮して指定されなければならない。

(三) 前項にかかけられた措置は左記に關して規定を設けること。

- 1 使用者が徒弟を採用及び訓練するため必要とされる技術的及びその他の資格。
- 2 年少者が徒弟制度への入門を規律する條件。
- 3 主人及び徒弟の相互的權利及び義務。

(四) 右の規定を設けるにあつて特に左の原則を考慮すること。

- 1 徒弟を採用する使用者は自ら充分な訓練を施す資格をもっているか又はその業

規程(以下)
技業規(二)
四條

基六九條、
七〇條

其七一條

技業規二條

技業規四條
八條、九條

技業規一八
條、二〇條

態に使用されるその他の者で必要な資格をそなえている者で、このような訓練を施させることのできる者で、なお訓練が施される企業は徒弟について当該業態において適当な訓練を確保するのに必要な条件に適合するものでなければならぬ。

2 年少者は所定の年齢に達するまでは徒弟として入門することは許されないものとし、右年齢は就學義務が終る年齢以下であつてはならない。

3 徒弟として入門するために必要とされる一般教育の最低標準が、義務教育期間の終りにおいて通常達せられるところより高いときは、右の最低標準は各業態の要求についての差異を考慮して定められねばならない。

4 徒弟としての入門は一切の場合において醫學的検査を受けることを条件とし、なお当該業態が特別の體質又は精神的能力を必要とするときは右は明示され特別の検査により検査されるものとする。

5 適當の機關に徒弟を登録するため及び必要の場合にはその人数を統制するため措置を講ずること。

6 徒弟の一企業から他の企業への移動が徒弟制度の中断を避け又は徒弟の訓練を完成するため又はその他の理由のため必要か又は望ましいと認められる場合にはその移動を容易にする措置を講ずること。

7 徒弟機關（見習期間を含む）は技術學校又は職業學校において徒弟が受けた訓

第五六條、
六三條、七
〇條

練を適當に考慮して豫じめ定められるものとする。

- 8 徒弟期間が満了したとき及び必要のときには徒弟期間中徒弟の試験を行い、右の試験を行う方法を定めこの成績に基いて證書を發給するため措置を講ずること。

一定の業態のため右の試験において必要とされる資格は畫一的に定められ、なお右の試験の結果として發給される證書は全國を通じて認められなければならない。

- 9 徒弟制度に關して特に徒弟制度を規律する規定が遵守されること、施さるる訓練が充分であること及び徒弟制度の條件において合理的な畫一性のあることを確保するため監督制度を設けられねばならない。

- 10 徒弟契約の形式及びこれに含まれる條款の要件は明示され、例えば標準契約の作成(5)にかかけられる機關に契約を登録するための手續きを定めなければならない。

- (五) 徒弟に支給される現金報酬又はその他のものがどのように定められるかということに關して、並びに徒弟期間中の報酬の増加率に關して措置を講ずること。

左記に關して法規が徒弟に適用しないときは徒弟契約中に措置を講ずること。

- 1 疾病中における報酬
2 有給休日

(六)

- 1 徒弟制度の關係當事者並びに特に使用者及び労働者の團體は徒弟制度の監督について責任ある公の機關と協力することが望ましい。
 - 2 徒弟制度の監督について責任ある機關と一般及び職業教育當局職業指導施設、公營職業紹介及び労働監督當局との間に密接な協力が維持されねばならない。
- (七) この勸告は海員の見習には適用しない。

第二八回國際労働總會 (一九四六年・昭和二十一年)

●賃金、船内労働時間及び定員制に関する條約

(第一九條)

一六歳未満の年少者は夜間に使用されてはならない。

第二九回國際労働總會 (一九四六年・昭和二十一年)

●児童及び年少者の工業における労働のための醫學的適性検査に関する條約

(第一條)

適用範圍

この條約は公私の工業的企業において、又はこれに関連して使用されているか労働している児童及び年少者に適用される。

工業と商業、農業及びその他の非工業との區別の標準は政府機關が規定する。

除外例

両親とその子供又は被保護者だけが幼少年の健康に危険でないと認められている仕事についている家族労働における雇用を、この條約の適用から除外できる。

(第二條)

原則

児童及び一八歳未満の年少者は充分な體格検査をすることによつて當該労働に適するものとみられた者でなければこれを工業的企業に使用することができない。

(一) 就業の適性は健康ある機關が指定した資格ある醫師が行い、なお診断書、又は就業許可書における證明又は労働手帳に書入れることによりこれを證明すること。

(第三條)

(一) 児童又は年少者が従事している業務に對する適性はその者が一八歳に達するまで醫學的監督の下におくこと。

2 児童又は一八歳未満の年少者を繼續して雇用するときは一年を越えない期間に身體検査を改めて受けねばならない。

第五二條一

第五二條二

安全衛生規則
(以下安
衛生規則)
四九

3 國の法律は、業務に含まれる危険並びに児童や若い人達の健康状態に關して有効な監督を實施するために、一年一回の身體検査に加えて、又は更にしばしば再検査を必要とする特別な事情に改正を設ける。又は特別の場合に身體検査を要求することができるように當該機關に權限を與えること。

〔第四條〕

(三) 健康上高い危険率のある業務の場合、身體検査ならびに使用の適性について再検査を少くとも二歳までは必要とする。

〔第五條〕

(四) 前條によつて要求された児童又は年少者の身體検査はその両親にとつて無料で行う。

〔第六條〕

(五) 1 身體検査の結果、身體上の障害又は抑制が発見された児童又は年少者については權限ある機關は職業輔導、身體的及び職業的回復、その他適當な措置を講ずること。

2 このような措置の内容と範圍は當該機關が決め、健康、教育、社會上のサ一ビス機關の有効な連絡は右の措置を實施するために期待されなければならない。

〔第七條〕

(一) 使用者は、國法に規定されているように身體検査に關する記述が認められて

いる就業許可書又は労働手帳又は使用の適性に關する醫師の證明書のいずれかを
綴込みにして労働監督官に利用できるように保存しておくこと。

●非工業的職業における児童及び年少者のための醫學的適性検査に關する條約

工業における労働のための醫學的適性検査に關する條約に準ずる。

●児童及び年少者の労働適性のための身體検査に關する勸告

工業年少者體格検査條約及び非工業年少者體格検査條約では詳細な實際方法は各國
の國內法令にまかせているが、體格検査制度を實際に適合させ、もつて各國の一般行
政制度のなかに織りこむことができるようにすると同時に、條約の目的としている兒
童及び年少者の保護をできるだけ高い水準に保つため合理的に條約の盡一的運用を確
保することが望ましいので、總會は國內の事情が許す限り速やかに次の規定を適用す
ることを勧告する。

適用範圍

年少者體格検査條約は公私共に各種の企業と労働とに適用すること。

(一) 児童又は年少者の適性を説明するため就職の際體格検査を受けさせることはも
ちろんのこと、すべての児童が義務教育修了前あらかじめ一般體格検査を受けるよ
うにし、もつて職業補導施設がその結果を利用することが望ましい。

(二) 體格検査によつて労働に適しないとみとめられ又は一部分的に適用するとみとめ

られた者に対する措置として國の機關は、

1 身體上のハンディキャップを除いたり緩和したりするため適當の醫療をうけしめる。

2 學校にもどることを奨励したり又は適當な職業に向つて指導する。

3 醫療、就學又は職業訓練の期間中必要があれば經濟的援助を與える。

等の措置を講ずること。

(三) 年少労働者の體格検査の効果を確保するため産業衛生について資格があり、なお児童及び年少者の健康に關する醫學的問題について廣い經驗をもつてゐる試験醫の機關を設ける措置を講ずること。

なお、體格検査の制度を施行する責任をもつ醫學的施設と児童及び年少者の使用を許可し、その労働條件を監督する責任をもつ施設との間の密接な協力を確保するような方法でこれを管理すること。

(四) 児童及び年少者の正規の體格検査について當該企業の内では又は外部で検査を行うことを確保するため、使用者は體格検査規則により定められた年齢制限以下のすべての年少者の雇用について特定の機關に報告すること。

●非工業的職業における児童及び年少者の夜業制限に關する條約

(第一條)

適用範圍

ILO 171
條、二號、七號
七號、八號
二六條
二八條

この條約は非工業的企業において、又はこれに関連して使用されているか労働している児童及び年少者に適用される。

除外例

- 1 室内における家事上の労働
- 2 両親と子供又は被後見人だけ雇われている家族的労働において児童及び年少者にとつて有害又は危険であると考えられない雇用又は労働。

〔第二條〕

原則

- (一) 全般的に又は一部の業務に従事することを認められる年齢一四歳未満の児童及びなお全般的に就學の義務がある年齢一四歳をこえる児童は、夜十時から朝八時に至るまでの時間を含む少くとも繼續一四時間はこれを 사용할ことができない。
もつとも、必要のあるときは國內法令で夜は八時三〇分から遅くなく、朝は六時より早くない他の一二時間にかえることができる。

〔第三條〕

- (一) もはや全時的な就學義務のない年齢一四歳をこえる児童及び年齢一八歳未満の年少者は夜一〇時から朝六時までの時間を含む少くとも繼續一二時間はこれを使用することができない。

もつとも、特定の業務部門又は特定の地域に關する例外的の事情がある場合には

風限ある機關は關係ある使用者團體及び労働者團體と協議の上このような児童及び年少者について夜一〇時から朝六時までの代りに夜一時から朝七時までに代えることができる。

例外

(第四條)

(一) 氣候の關係上、晝間労働が特に困難な國においては晝間補償的休題を與えるときは右記の夜間を短縮することができる。

(第五條)

(一) 一八歳未満の児童又は年少者が職業訓練を含む技藝、學問又は教育のために公共の演藝場に演技者として夜間出場できるように免許を與える機關を適當な機關に付與することができる。

この免許状を児童に許可できる最低年齢は國法によつて規定する。

演藝の性質若しくはこれが行われる事情によつて児童若しくは年少者が彼らの生命、健康、風紀に悪影響があるときには免許状を許可することはできない。

(第六條)

その他

公の監督制度や一八歳未満の者の氏名、出生年月日及びその労働時間を示す記録を使用者が保存しておくことを國內法令で規定すること。

このような法令に違反する使用者又はその他の責任ある成年に對して適用する罰則を定めること。

●非工業的職業における児童及び年少者の夜業制限に関する勸告

(一) 公衆娛樂場における雇用

年少者夜業條約の規定（非工業）により公衆娛樂場や映畫作製に出場する児童及び年少者に免許證を交付する権限を地方機關に付與するところでは、このような免許證發行に關する監督權は上級機關に付與し、もつて關係者が免許證の拒絶やこれに課せられる條件について上訴することができるようになること。

・免許證は一定の期限付で發行し、なお児童又は年少者の保護に必要なすべての條件を付すること。

なお免許證は一五歳未満の児童についてはその職業的訓練の必要やその才能からみて正當とみとめられる例外的の場合において交付すること。

(二) 監督方法

- 1 一九二三年の勞働監督勸告には「監督機關は同様の職務権限をもちなお同様の職權を行使する男女監督官を包含すること」ときめているが、この原則を尊重すること。

なお、年少者の保護のための法令の實施を婦人監督官に任かした方が特に満足な効果があげられるとみとめられた諸國の經驗を考慮することが望ましい。

2 年少労働保護のための法令の實施を確保するため定期監督を行う外、公衆によつて報告された法令違反事件を調査することに特に留意し、特に児童や年少者の困難から訴えられた不平に對し即時措置をとること。

3 夜業を制限する法令の實施を監督する手段として監督官は提示するため使用者が保存する書式を決める場合には、労働手帖を交付するとか、雇用の變更の際には公的にスタンプを押すとかして年少労働者の身元を容易に明らかにするようにすることとが望ましい。

4 巡回する年少労働者には使用者が保存する書類のほかは年少労働者がその身元を明らかにすることができるよう書類を携帯させるとかバッヂをつけさせ、又巡回する年少労働者の労働時間の監督と夜業に関する法令の實施を確保するため地方機關特に労働警察とか教育機關とか児童福利機關の充分な協力をうけること。

第三〇回國際労働總會（一九四七年・昭和二十二年）

●工業及び商業における労働監督に関する條約

各加盟國は工業的作業場における労働監督制度を維持すること。

監督機能

労働條件及び作業中の労働者の保護に関する法規——時間、賃金、安全、保障及び

福利、児童及び年少者の雇用その他關係ある問題の實施を確保すること。

●非本土地域における社會政策に關する條約

有用な職業のため男女兩性の児童及び年少者に對して職業教育及び徒弟制度の進歩的發展を圖るよう非本土地域においてできるだけ充分な措置をとること。

第三一回國際勞動總會（一九四八年・昭和二十三年）

●工業において使用せらるる年少者の夜業に關する條約（一九一九年の條約を改正）

主な改正箇所

（第三條）

原則

一八歳未満の年少者は一切の公私の工業的企業又はその各分科において夜間使用されることはできない、但し次にかける場合はこの限りではない。

一六歳以上の年少者は次の工業的企業において工程の性質上晝夜繼續して就業することをする必要とする作業に夜間使用されることができ。

（イ）鐵及び鋼の製造

（ロ）反射爐又は蓄熱爐の使用される工程

（ハ）金屬の薄板又は線の鍍金作業（酸水洗の工程を除く）

(三) 硝子作業

(ホ) 製紙業

(ヘ) 粗糖製造業

(ト) 金鋼製錬業

その他 機械的に作業を行う必要のある工業又は職業において徒弟又は職業訓練の目的をもつてする場合には、権限ある機関は関係使用者團體及び労働者團體と協議した上で許可することができる。

(第二條)

夜間の定義

この條約で『夜間』というのは少くとも一二時間の繼續の時間をいう。

1 一六歳未満の年少者については、この時間は夜一〇時から朝六時までの時間を含む。

2 一六歳以上一八歳未満の年少者については午後一〇時から午前五時の間における最小限七時間の間を含む。

(第六條)

新しく追加された條文

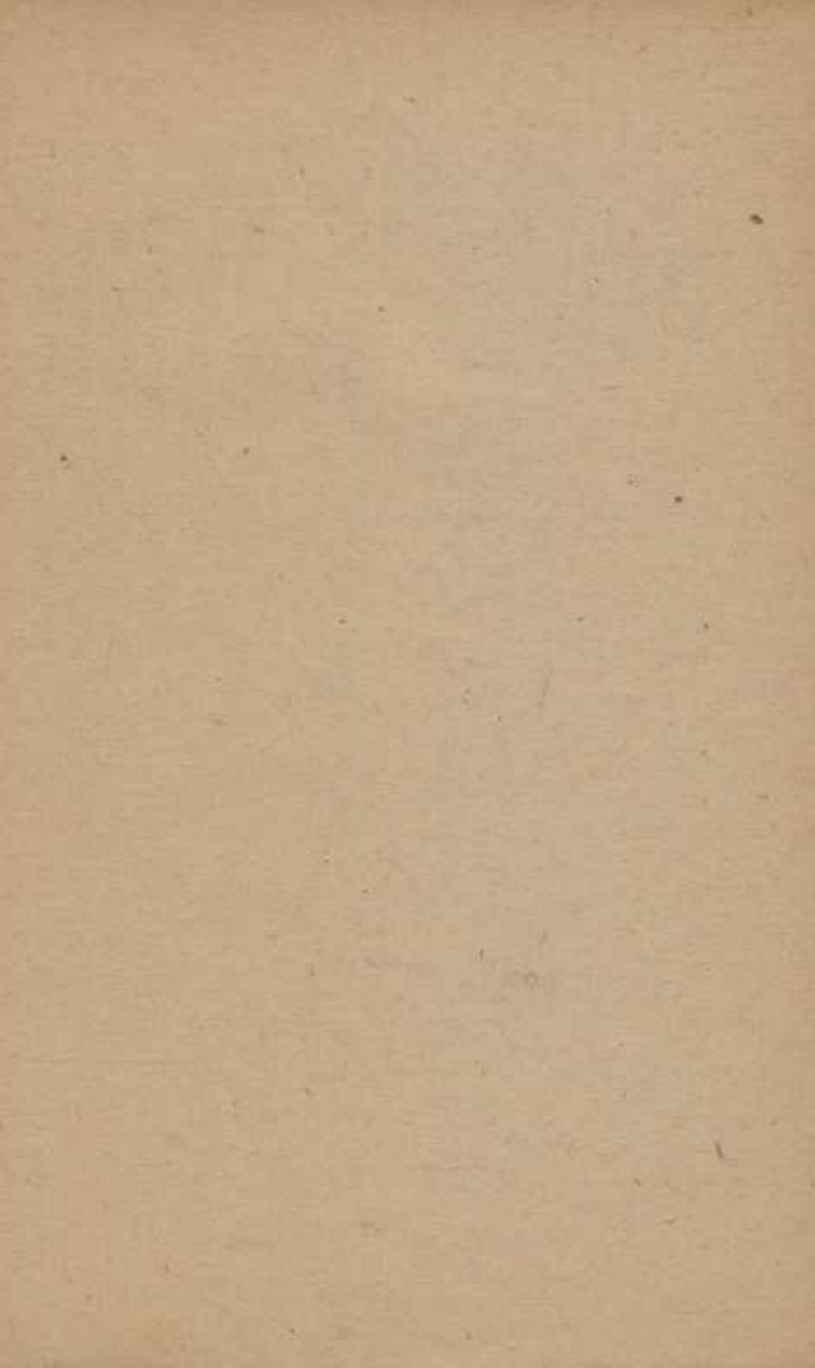
(一) 關係ある者にこの條文の規定を知らせるため適當な措置を講ずること及びこれを實施するにあたり責任ある者を決めることが必要である。

(一) この違反に對して適當な處罰を定めなければならない。

(二) 有効な實施を確保するため充分な監督制度を維持しなければならない。

(三) 公私の工業的企業における一切の使用者に對してその使用する一八歳未満の一切の者の氏名及び生年月日を示す帳簿を備付けておくことを要求しなければならない。

39



第二部 國際勞働水準とわが國の年

少勞働法規の事項別對照表

一 勞働條件

●保護法規適用事業の範圍

日	本	國際水準	(改正されたものは) (最優の方を引用)	年次回數
工業的、非工業的企業における満一八歳未満の年少者 除外例 ・同居の親族だけを使用する事業及び事務所 ・家事使用人	基八條	最低年齢に關する法令を家族的企業を含む一切の工業的企業に適用するため、あらゆる努力をすること。	一九三七年 (二三回) 勸五二號	
●最低年齢 工業 一五歳 義務教育の課程を修了した者は一四歳(一九五〇年三月末迄効)	基五六條	一五歳	一九一九年 (一回)を一九三七年改正 (二三回) 條五九號	

非工
職業

一五歳

一 二歳—輕易勞働、授業時間外の場合
二 二歳未満—映畫、演劇事業の兒童

基五六條

一五歳

一 三歳—輕易勞働、授業時間外の場合

一九三二年
（一六〇）
改正
一九三七年
（二二〇）
第六〇號

●保護 年 令

一八歳未満

基五七條

一八歳未満

一九一九年
（一〇）
改正
一九三七年
（二二四）
第五九號

●證明書制度

種別

一八歳未満—年齢證明書

基五七條

一八歳未満—出生の日を記載した證明

一五歳未満—使用許可證明書（一四歳
以上で義務教育を修了した者を除く）

一九五〇年三月末失効）

一四歳以上一五歳未満—修了を證明す

る學校長の證明書、又は卒業證書の

寫（義務教育修了者、一九五〇年三

月末失効）

女年製九條

市上商業—特別の職業を適用させる。

一九三七年
（二二〇）
修正
一九三九年
（二二四）
第六〇號

手続
その他

満十五歳未満で就業しようとする者は（義務教育修了者を除く）就業許可申請書に必要事項を記載し、學校長、親権者又は後見人の署名を受け、使用者と連名で親権者立會いのもとに労働基準監督署に提出すること。

女
年
規
三
條

使用を許容された児童の登録又は労働手帳又は身元手帳の制度を設けること。
その書類には、特に児童の年齢、その労働の性質、許容された労働時間、児童の労働の開始と終了の日を表示すること

●労働契約

・契約締結能力

親権者又は後見人は未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

基
五
八
條

・契約解除

親権者又は後見人、又は行政官廳は労働契約が未成年者に不利であると認める場合には將來に向つてこれを解除することが出来る。

●賃金

一、未成年者は獨立して賃金を請求することが出来る。

基
五
九
條

二、親權者、後見人は未成年者の賃金を代つて受取つてはならない。

三、使用者は滿一八歳に満たない者に技能養成期間中出来高拂その他の講習を行つてはならない。

四、使用者は、最低賃金が定められた場合には、法第三十一條の規定にかかわらず、技能習得者の教育の課程に應じた賃金を支拂うことができる。

●労働時間

原則 一、一五歳以上一八歳未満

・一日 八時間

・一週 四八時間

・一日四時間以内に短縮した場合、他の日を十時間まで延長することができる、但し、一週四八時間をこえてはならない。

二、一五歳未満

・一日 七時間

技能規二七條

技能規二六條

従事に支給される現金報酬又はその他のものがどのように定められるかに關して、又従事期間中の報酬の増加率に關して措置を講じなければならない。

基三二條
六〇條

一、一五歳以上一八歳未満

・一日 八時間

・一週 四八時間

二、一三歳以上一五歳未満

・授業日、學校休日ともに一日二時間

一九三九年
(二五回)
勅六〇號

一九一九年
(一回)
條一號

一九三七年
(二三回)
條六〇條

・一週四二時間（修業時間を全含む）

例外

一八歳未満の者は時間外労働は許されない。

但し、災害その他避けることのできない事由によつて臨時必要がある場合は行政官廳の許可を受けて時間外労働をさせることができる。

又公務員であつて公務のための臨時必要がある場合には時間外労働をさせることができる。

基三三條
六〇條

をこえて使用することはできない。
・授業と労働の時間を計算して、一日七時間をこえてはならない。

●休

規

労働時間が六時間をこえる場合 四五分
労働時間が八時間をこえる場合 一時間

基三四條

一五歳未満

兒童の一日労働時間の制限は學校の時間制及び兒童の年齢に應じて、午前の授業前、午前と午後の授業の間及び午後の授業の直後に充分の休息を確保すること

一九三二年
（一六四）
勸四〇號

●休

日

毎週少くとも一回。或いは四週間を隔てて
四回以上の休日。

第三三條、
三五條、六
〇條

一週一回 二四時間。
法定の公の休日の労働は禁止する。

一八歳未満の者はどのような場合にも休日
労働をさせてはならない。但し、公務員であ
つて公務のため臨時の必要のあるときは休日
労働をさせることができる。

●年次有給休暇

一年間繼續勤務し全労働日の八割以上出勤
したもの

第三九條

一年間繼續勤務者に對し一二労働日
勤務期間に従い増減する。

一九三六年
(二〇)條
第五二號

一、繼續して、又は分断した六労働日の有給
休暇

二、技能者昇成中の未成年者は一二労働日

第七二條

三、勤務期間に従い増減する最高二〇日

第三九條

●深夜業禁止

原則 一八歳未満

第六二條

午後一〇時—午前五時

(交替性による一六歳以上の者を除く)

交替制の事業

(行政官廳の許可必要)

一八歳未満

午後一〇時—午前五時の間の七時間
を含む少くとも夜間一二時間繼續しての
労働

一九一九年
(一四)條
九四八年を
(三三)回
第三九〇號

一九一九年
(一四)條
一九三七年
(二五)回
第六〇號

●危険有害業務就業制限

例外	午後一〇時半—午前五時 午後一〇時—午前五時半 一五歳未満 午後八時—午前五時	一六歳未満 午後一〇時—午前六時の入時間を含む 一二時間
・交番制に使用される一六歳以上の男子。 ・災害その他の避けることのできない事由によつて臨時の必要のある場合行政官廳の許可を受ければ深夜業ができる。 ・農林、水産の事業。 ・保険、衛生の事業。 ・電話の事業。	一六歳—一八歳	・防止又は豫見することのできない、又回帰性のない工業的企業の正當の操業を阻害する不可抗力の場合においては適用しない。 ・重大な緊急事故の場合、公益のため必要のあると政府の認めたとき。 ・鐵鋼の製造業 ・反射爐又は熔熱爐の使用される工程。 ・金屬の押板又は鋸の鍍金。 ・硝子工業 ・製紙業 ・粗糖製造業 ・金屬製造業

一、一五歳未満

1 公衆の娯楽を目的として曲馬又は廻り
どろり行ふ業務

2 戸々について道路その他これに準じた
場所であつて遊藝その他の演技を行ふ業務

3 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場にお
ける業務

4 エレベーター運轉の業務

二、一八歳未満

1 重量物搬運

2 安全上危険な業務

運轉中の原動機の掃除、注油、検査、
修繕又は運轉の操縦の業務、汽鍋のふん
火その他取扱ひの業務等四項目

3 衛生上有害な業務

鉛、水銀、黄りん等有害なものを取扱
ふ業務、又はそのガス、蒸気、粉じん
の散放する場所における業務等一〇項目

4 嗣世上有害な業務

女
年
規
一
五

基
六
三
條、
女
年
規
一
三

一、一五歳未満

1 公衆の娯楽において廻りどろりの施設
よりな業務

2 病者治療のための設備においての
娯楽の危険を伴ふ業務

3 アルコール飲料の販売のための設
備においての顧客を接待する業務等

二、一八歳未満

・児童の身體の發育に對して生ずる危
害を虞り鉅額又は鉛の搬運にお
ける搬運業務、荷又は古び物の大規模
の修理作業等の工程に使用すること
はできない。

・マツチ製造における黄燐使用禁止

・ペイント造における白鉛の使用禁止

・ペイント造における白鉛の使用禁止

一
九
三
二
年
（一
六
回）
通
四
〇
號

一
九
一
九
年
（一
回）
通
四
號

一
九
一
九
年
（一
回）
通
六
號
一
九
二
一
年
（三
回）
通
一
號

酒類製造の業務、焼酎、清酒又は屠殺の業務、監獄又は精神病院における業務、酒座に侍する業務

特殊の遊藝的接客業における業務の五項目について、幹事禁止

●坑内労働禁止

一八歳未満

第六四條

日本に對する情例

一六歳未満—國內の法令又は規則により定められたところに従つて礦山における危険な又は不健康な作業に使用され又は労働することはできない

一九一九年
(一四)を
一九三七年
(二三回)
改正
正修五九
號

二 船員關係

●最低年令

日

本

船員

一五歳

同一の家庭に屬するものだけを雇用するものを除く

第八五條

一五歳

同一の家に屬するものだけを雇用するものを除く

國際水則

年次同數

一九二〇年
(一四)を
一九三六年
(二三回)
改正
正修五八
號

百歳
失火
夫

一八歳

船八五條

一八歳

例外

・ 學校船、練習船

・ 蒸氣船以外の船

・ 一六歳以上の體格検査合格者のみ、

日本及び印度洋貿易に従事してい

る船

・ 一八歳未満のものだけしか雇入れら

れない船

● 證明書制度

船舶所有者は、年齡一八歳未満の者を船員

として使用しようとするときは、その者の船

員手帳に行政官廳の認許を受けなければなら

ない。

● 深夜乗船禁止

・ 一八歳未満のもの

午後八時—午前五時

午前〇時前後に運賃して九時間休息させた

場合はこの限りではない。

船八五條

各船長は、その船舶において使用する

一六歳未満の一切のもの及びその出生の日

を登録した船員又は海員名簿を備付け

なければならない。

船八八條

・ 一六歳未満

夜間使用禁止

夜間使用禁止

一九二一年
(三回)
條一五條

一九二〇年
(二回)を
一九三六年
(二二回)
改正條五八

一九四六年
(二八回)
條七六條

例外

1 人命、船舶又は積荷の安全を圖るため又は人命、他の船舶を救助するため緊急を要する作業

2 作業に従事する人員が負傷、疾病、死亡その他の理由でできない事故によつて減少したため増加された作業。

● 船員體格検査

1 船舶所有者は行政官廳の指定する醫師が船内乗組に調すことを證明した健康證明書を持たない者を船舶に乗組させてはならない。

例外

やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。但し、船舶所有者は遅滞なくその後に到着する港で健康證明書を受けさせる手配をしなければならない。

船八一條

一八歳未満のもの

1 權限ある機關の承認する醫師が署名し、當該勞務に適すことを證明した體格検査證明書を提出しなければならない。

例外

緊急の場合、權限ある機關は検査を受けずに乗組むことを許容することができる。但し當該船舶の寄港する最初の港で右の検査を受けなければならない。

一九二一年
(三三三)
第一六號

三 雇用問題

失 業

日 本

國 際 水 準

年次団数

一、保護者は、子女が小學校の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初日から、滿一五歳に達した日の屬する学年の終りまで、これを、中學校又は高等學校、高等學校若しくは愛護學校に就學させる義務を負ふ。

學教三九條

一、學校を卒業し、なお勞務につくことのできる最低年齢は事情が許す限り一五歳を下らない年齢に定めること。

一九三五年
(一九四一)
勅令五號

二、經濟的理由によつて、就學困難と認められる低年齢の保護者に對しては、市町村は、必要な援助を與えなければならない。

學教二五條

二、權限ある機關は必要のあるときは附加的教育期間中兩親に生計手當を與えること。

三、公共職業安定所は、年少者の就職について、教育及び社會福祉機關と協力しなければならない。

職安規一七條

三、公の機關は職業團體及び其の他の團體によつて組織される年少失業者のための教育施設及び社會施設を援助すること。

四 徒弟制度

日

本

一、長期の教育を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要のある場合においては、その教育方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に關する規程は、命令で定める。

其七〇條

二、使用者は、前條の規定に基いて發する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、あらかじめその員數、教育方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂いの方を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

其七一條

イ この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表(一)に指定する技能を習得する者で、法第七一條第一項の規定による認

技藝規二條

國 際 水 準

一、訓練制度が必須と認められる業態において徒弟制度をできるだけ有効にするため措置を講ずること。

業態は各國において熟練の程度及び必要な實際的訓練の期間の長さを考慮して指定すること。

二、1 徒弟契約の形式及びこれに含まれる條款の要件を明示すること。例えは標準契約の作成、適當の機關に契約を登録するための手續きを定めること
2 訓練制度における措置は左記に關して規定を設けること。

イ 年少者の徒弟制度への入門規律

年次回數

一九三九年
(二五回)
附六〇號

可に基いて使用されるものをいう。

技能習得者は養成契約の存続中に他の使用者に譲渡してはならない。

ロ 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。

三、技能者を養成することのできる使用者の資格

1 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者

2 当該技能について別に定める経験年数畢酬又は資格を有する者

3 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の団體によつて技能者の養成の資格があることを證明された者

4 労働大臣の指定する他の団體によつて当該技能に定める技能についての指導員の資格をもつてゐる者

技能者一八

三、徒弟を雇用する使用者は

1 自ら充分に訓練を施す資格を有するか、又は

2 其の業務に、使用されるその他の者で必要な資格を有するものであるもの、このような訓練を施すことのできるものでなければならない。

ロ 主人及び徒弟の相互的權利及び義務

使用者はその直接の責任のもとに技術者の養成の一部又は全部について、資格を有する他の者に行わせることができる。

四、使用者は、養成期間が終了した場合には技術習得者に對し技術者養成修了證明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技術習得者が既に習得した課程、期間及び修業を記入した證明書を交付しなければならない。

五、一 使用者は、最低賃金が定められた場合には、技術習得者の教習の課程に應じた賃金を支払うことができる。

その賃金は、労働大臣が技術者養成委員会に諮問して定めた金額を下つてはならない。

使用者は前二八條に満たない者に養成期間中出来高抑制その他の罰金制を行つてはならない。

技術養成二〇條

技術養成二二條

技術養成二六條

四、徒弟期間の満了のとき及び必要の場合には徒弟期間中徒弟の試験を行い試験を行う方法を定め、この成績に基いて證書を發給するため措置を講じなければならない。

五、徒弟に支給される現金報酬又はその他のものがどのように定められるかに關して並びに徒弟期間中の報酬の増加率に關し措置を講じなければならない。

2 使用者は、技能習得者に對し賃金の一部を居住費、膳費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に對し道具、作業衣、教材その他教育に必要な物品を無償で提供しなければならない。

3 使用者は、滿一八歳に滿たない者に、養成期間中出来高抑制その他の請負制を行つてはならない。

技奨規二五條

技奨規二九條

五 職業教育

●職業訓練

日

本

一、社會に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤勞を怠る態度及び個性に

應じて將來の進路を選擇する能力を養ふこと。

學教三六條

國 際 水 準

年次回数

一、性質上全然一時的である義務教育は一切の児童に對して筋肉勞働の觀念、趣味及びこれを尊重する念を發達させる準備を提供すること。その準備は少くとも一年をこえるようにしておくこと。

一九三九年
(二五〇)
勸五七號

二、公共職業安定所は、身體に障害のある者あつたに職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に對し、職業指導を行わなければならない。

職業指導は、勞働力の需要供給の状況に應じて、必要な職業科目について行わなければならない。身體に障害のある者、その他特別の職業指導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう指導の科目及び方法が選定されねばならない。

三、都道府縣知事は職業指導を行うため、職業指導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共團體その他の者にその經營を委託することができる。

四、職業指導はすべてこれを無料とす。

職二二條

職二六條

職二七條

職安規一九條

一三歳に始め、義務教育期間の終了まで繼續すること。

二、兒童の職業的能力を決定し、なお將來の勞力供給の調配を容易にするため長期日の職業訓練を必要とする職業に就こうとする兒童及び特に徒弟とならうとする兒童に對し一般教育より職業訓練に移るよう事前の準備工作を利用させること。

その準備は義務教育の修了後であること。

三、各國は學校訓を作り、數、場所及び課程に關し地方の經濟的要求に適合するようになお、勞働者にその技術的又は職業的知識を發達させるのに充分な機會を與えるようにすること。

四、技術及び職業學校における就學は無

五、事業場内におけると否とを問はず技能習得者が第十三條の講習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。

技能規二四條

五、徒弟及び義親として補習講義に出席する時間は正現の労働時間中に含まれなければならない。

六 身 體 檢 査

日

本

國 際 水 準

年次回数

一、一定の事業については、使用者は労働者の出入りの際及び定期的に、醫師に労働者の健康診断をさせなければならない。

基五二條

一九四六年
（三九四）
第七號

二、使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の醫師の健康診断を求めて、その結果を証明する書面を使用者に提出しなければならない。

基五二條

三、使用人は、健康診断の結果に基づいて、就

基五二條

二、健康検査は制限ある期間によつて認められた資格のある醫師が行い、なお診断書又は労働手帳に記入することによりこれを証明すること。

三、資格検査の結果ある種の労働に就し

業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮
その他労働者の健康の保持に必要な措置を
講じなければならない。

四、1 身体検査は毎年四月にこれを行うこ
と。

2 公共職業安定所は、必要があると認める
ときは職業指導を受けるものについて適性
検査を行うことができる。

五、身体に障害のあるものその他特別の職業
指導を必要とするものについては、その者
の能力に適合するより指導の項目及び方法が
選定されなければならない。

六、政府は、職業指導所において職業指導を
受ける者に對して手當を支給することがで
きる。

學校身體檢
査規則五條

二二三條

二二六條

二二八條

ないときとめられた児童及び年少者に
ついては制限ある期間は職業指導、身
體的及び職業的訓練その他必要な措置
を講じなければならない。

四、児童又は年少者の適性を説明するた
め此條のとき資格検査を受けさせずべ
ての児童が義務教育修了前あらかじめ
一般資格検査を受けるようにして、も
つて職業指導施設がその結果を利用す
ることが望ましい。

五、資格検査により勞務に適合しないと
められ又は一部のみに適用するものとめ
られた者に對する措置として國の機關
は學校にもとめることを奨励したり又は
適當な職業にむかつて指導する。

六、警察、就學又は職業訓練の期間中必
要があれば經濟的援助を與える。

二二九條

昭和二十四年九月十日印刷
昭和二十四年九月十五日發行

國際労働水準と

わが國の年少労働

定價 七〇圓

編著者

労働省 婦人少年局

發行者

大井 德三

印刷者

東京都千代田區板橋町一ノ六
源 邊

印刷所

東京都千代田區板橋町二ノ二〇
第一中外印刷株式會社



發行所

株式會社

東洋書館

東京都千代田區板橋町一ノ六
電話大塚(三)四二二五・四八五六
銷售部 東京一七〇三六三

